

入札公告をご覧いただく前に  
(公告概要のお知らせ)

この度公告する高見機場除塵設備整備工事の主な内容は、以下のとおりです。  
(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一．工事内容等について

- ①工 事 名 高見機場除塵設備整備工事
- ②工事場所 大阪府大阪市此花区高見1丁目（高見機場）
- ③工 期 契約締結の翌日から令和9年3月19日
- ④工事内容 除塵機整備、塵芥搬送貯留設備更新、点検用階段更新
- ⑤本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、簡易な施工計画等を求め、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）の試行工事である。

二．競争に参加するための資格について

- ①水資源機構の競争参加資格
- ②企業の施工実績
- ③施工計画
- ④配置予定技術者の資格等
- ⑤その他

三．入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の配布期間  
令和6年3月4日～令和6年3月25日
- ②一般競争参加資格申請書の提出期限 令和6年3月25日
- ③入札書及び一般競争参加資格確認資料等の提出期間  
令和6年3月26日～令和6年3月29日
- ④開札 令和6年4月24日

四．低入札価格調査について

- ① 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、資料の提出を求め「低入札価格調査」の事情聴取を行います。
- ② 契約締結後においても、調査内容の確認のため資料の提出を求めます。

五．その他

本件に関し、仕様書等をダウンロードした方は、「仕様書等の交付受領書」をFAXにて下記までお送りください。

本件に関する問い合わせ先

関西・吉野川支社 淀川本部総務課 柴田（しばた）

TEL：06-6763-5182

FAX：06-6763-5221

# 入札に参加する皆様へ

独立行政法人水資源機構は、社会保険等未加入対策として、下記のとおり行っておりますので、お知らせします。

## 記

- ① 工事における入札において、社会保険等未加入建設業者に対し、競争参加資格を認めておりません。
- ② 工事における業者登録については、社会保険等未加入建設業者に対し、有資格業者登録の申請を受け付けておりません。
- ③ 受注者が工事を施工するために締結した下請契約において、一次下請負人及び一次下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合は、下請契約を締結した理由を求めます。
- ④ 受注者が、特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合は、受注者に対し違約罰を請求し、指名停止措置を行います。また、特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人以外の下請負人とした場合は、指定された期日までに未加入の社会保険に加入しなかったときに、受注者に対し同様の措置を執ります。
- ⑤ 受注者が、特別の事情があり、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合においても、指定された期日までに未加入の社会保険に加入しなかったときは、受注者に対し違約罰を請求し、指名停止措置を行います。
- ⑥ 指名停止を受けた受注者は、工事成績評定の減点対象となります。

# 工事における施工体制確認の概要

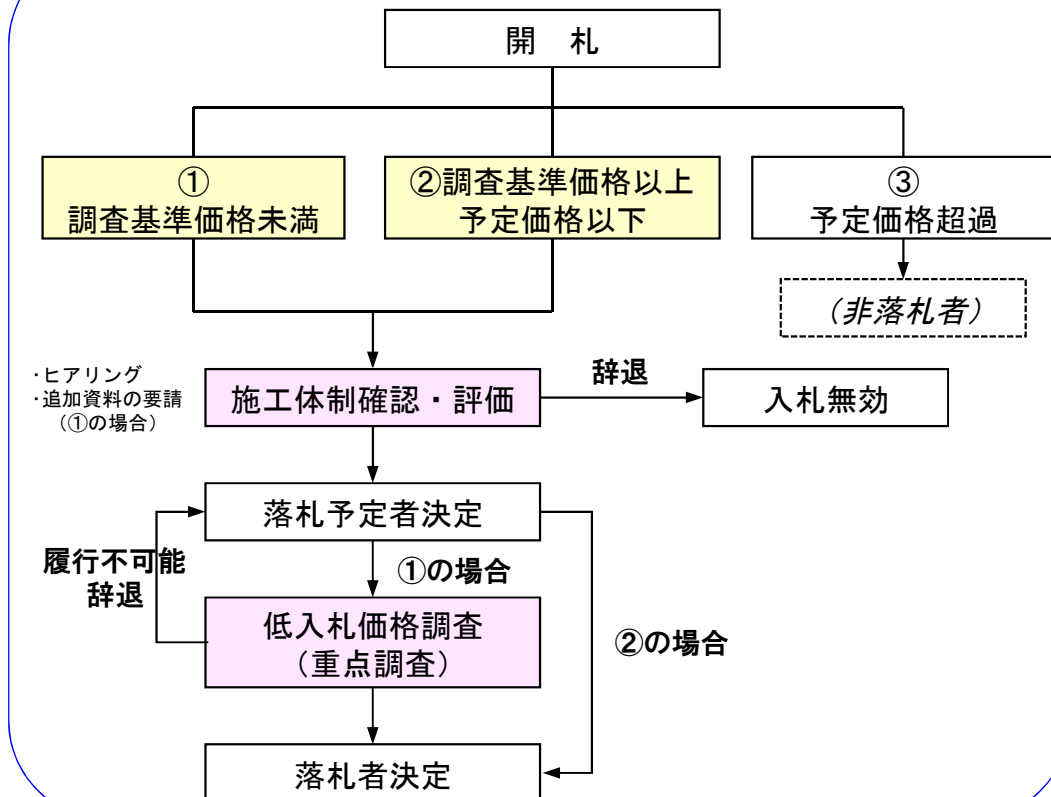
## 施工体制確認について

- 調査基準価格を下回る工事においては、施工体制の確保を含め、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価します。

## 実施方針

- 施工体制確認の対象工事は、総合評価落札方式で発注する予定価格1,000万円を超える工事について実施します。
- また、施工体制確認のほか、調査基準価格未達の者が落札予定者となった場合は、低入札調査(2億円を超える工事の場合は、重点調査)を実施します。

## 開札後の手続きフロー



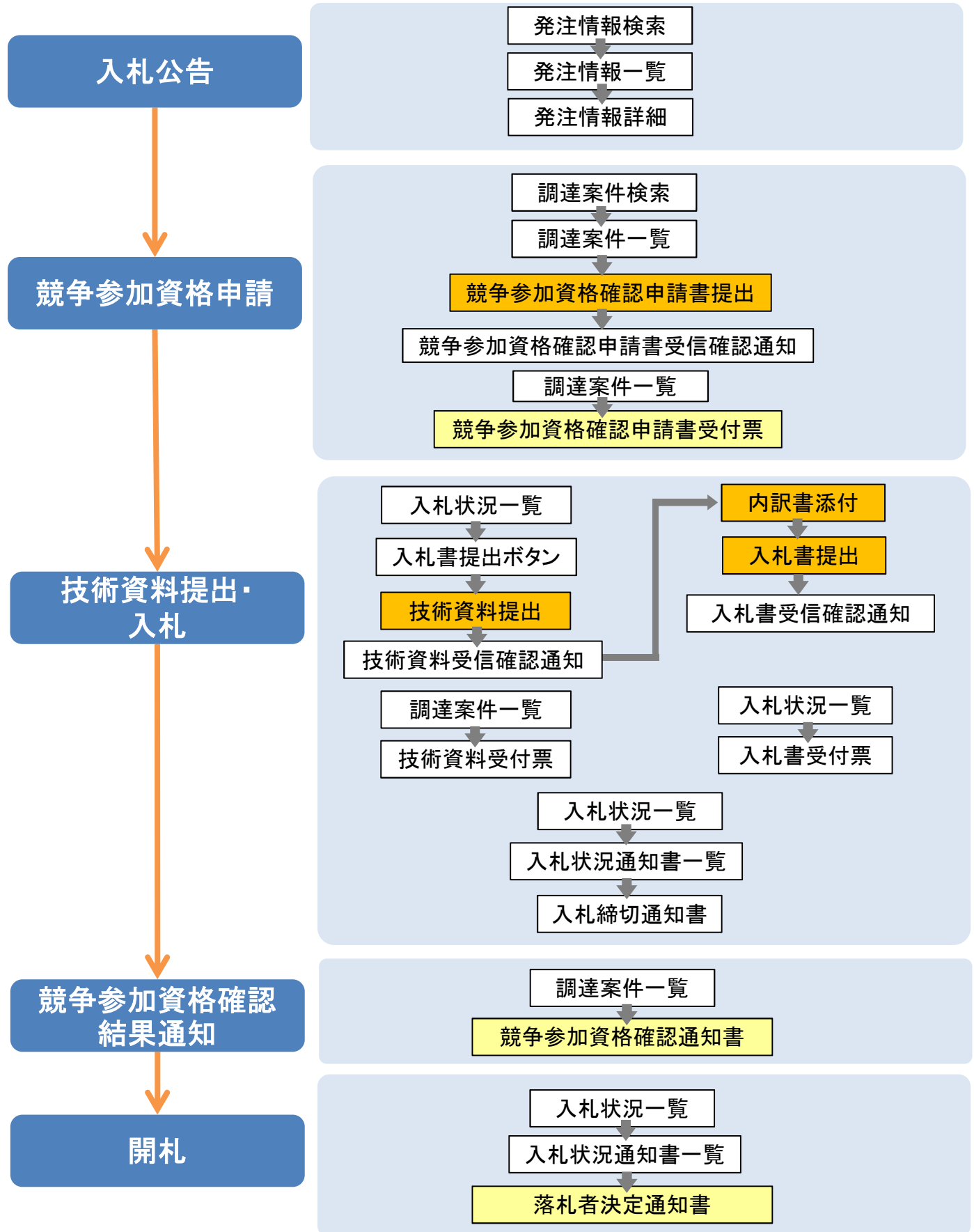
## ■ 評価点について

簡易型	施工体制評価点			
	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 20点	実効性 10点	確実性 10点
標準型	施工体制評価点			
	価格点 100点×(1-入札比率)	企業・技術者 20点	技術提案 20点~30点(30点)*	実効性 15点

技術提案は、施工体制評価点の割合を乗じて評価 ※ ( )は基本的な点数

一般競争入札(簡易型・同時提出)・総合評価落札方式の入札手続きフロー図(応札者)

平成30年4月1日以降の入札公告から、以下の入札手続きは、原則としてすべて入札情報サービス及び電子入札システムを介して行います。



※  は、システムから提出が必要なもの。  は、重要な受信文書

**入札公告(建設工事)**  
(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。独立行政法人水資源機構による高見機場除塵設備整備工事に係る一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告(入札説明書)によることとします。

令和6年3月4日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫

1. 公告日 令和6年3月4日

2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 関西・吉野川支社長 塚原 隆夫  
大阪府大阪府中央区上町A番12号 上町セイワビル

3. 工事概要

(1) 工 事 名 高見機場除塵設備整備工事(電子入札対象案件)

(2) 工 事 場 所 大阪府大阪市此花区高見1丁目(高見機場)

(3) 工 事 内 容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工 期 契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 工事概略数量

高見機場 除塵設備

除塵機整備・・・・・・・・・・ 4基

塵芥搬送貯留設備更新・・・・ 1基

点検用階段更新・・・・・・・・ 2基

(6) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。

(7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、簡易な施工計画等を求め、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式(簡易型)の工事である。

(8) 本工事は、若手技術者の配置に関する評価を実施する試行工事である。

(9) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定を受け、ワーク・ライフ・バランス等を推進している企業について評価を実施する試行工事である。

(10) 本工事は、一般競争参加資格確認資料及び施工計画書(以下「一般競争参加資格確認資料等」という。)と入札書の同時提出を行う工事である。

(11) ① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

② 本方式の実施方式としては、

(A) 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。(B) にお

- いて同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)
- (B) 包括的単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)  
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- ④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(水資源機構ホームページの「入札・契約情報/契約に関する内部規程集」に記載)によるものとする。
- (12) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事(受注者希望方式)」の試行工事である。  
工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加點評価の対象とする。  
週休2日制に掛かる費用については、設計変更の対象とする。  
詳細については、特記仕様書によるものとする。

#### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
- (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
- (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)に基づく再生手続開始がなされ一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

- (2) 電子入札に参加するために、下記に掲げる条件を満たしている者であること。
- ① 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料等（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。  
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
  - ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
  - ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 下記①の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。なお、実績については②から⑥に示す条件等によるものとする。
- ① 本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限までに元請として完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。  
(注) 以下、この入札説明書において同じ。  
注1「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。  
注2「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。  
注3「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。  
注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。  
注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。
  - ② 同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定すること。
  - ③ 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。
  - ④ 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかが元請けとして同種工事の施工実績を有していること。
  - ⑤ 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点以上であること。

なお、65点未満の場合は同種工事の施工実績として認めない。

- ⑥ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は、検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

【同種工事として認める施工実績の要件】

<p>以下のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>(A) 除塵設備を自ら製作し、据付を行った工事</p> <p>(B) 除塵設備の整備工事</p> <p>※「除塵設備」とは、塵芥をレーキまたはネットで受け、陸揚する設備で、除塵機本体・搬送設備・貯留設備及び機側操作盤で構成するものである。</p> <p>※「自ら製作・据付」とは、設備全体のシステム設計を行い、主要な部分の製作及び設備全体を現場施工した工事をいう。</p> <p>※「システム設計」とは、除塵設備の諸元に係る設計、運転操作に係るフローの設計、必要な補機構成の設計等除塵設備構築に係る設計をいう。</p> <p>※「整備工事」とは、除塵設備に付属するハウジングカバー、キャリングチェーン、スクリーンバケット、駆動部品等の取替又は分解整備を行ったものをいう。</p>
---

- (6) 次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から工事に専任として配置できること。  
なお、本工事は建設業法第2条に掲げる建設工事の内、「鋼構造物工事」である。  
また、次に示す期間については専任を要しない。

- ・請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- ① 配置予定技術者は、以下のいずれかの基準を満たすものとする。
- (A) 主任技術者にあつては、建設業法第7条第2号イ、ロ、又はハで定める者であること。
- (B) 監理技術者にあつては、建設業法第15条2号イ、ロ、又はハで定める者であること。
- ② 本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事を主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）、現場代理人、工事主任又は担当技術者等の立場で経験を有していること。  
なお、以下の(A)から(F)の条件等によるものとする。
- (A) 同種工事の経験は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- (B) 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の経験とするときは、出資比率が20%以上の場合のものに限ること。
- (C) 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかの1者が、一人で機構の示す基準の資格を満たし、同種工事の経験を有している者を



配置予定技術者として配置すること。

- (D) 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満の場合は同種工事の経験として認めない。
  - (E) 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の経験とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。
  - (F) 転職等により、同種工事の経験として工事成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、工事成績カルテ（契約データ、技術データ）の写しをもって65点とみなす。
- ③ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が一般競争参加資格確認資料等の提出日以前に3ヶ月以上あること。
- (7) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、前記に係わらず監理技術者の専任を求めない。ただし、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、特例監理技術者の配置は認めず、専任の監理技術者を配置するものとする。特例監理技術者を配置する場合には、本入札説明書に示す本工事に係る「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。
- 特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(A)から(J)の要件を全て満たさなければならない。
- (A) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - (B) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。
  - (C) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (D) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
  - (E) 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府全域、奈良県生駒市・香芝市・斑鳩町・平群町・三郷町・河合町・上牧町・王寺町又は兵庫県神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・伊丹市・尼崎市・川西市・猪名川町内の工事でなければならない。
  - (F) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (G) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (H) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - (I) 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
  - (J) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持管理工事以外の工事でなければならない。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (9) 施工計画が以下の条件を満たすものであること。
- ① 工程管理に係わる事項が適正であること。
  - ② 材料の品質管理に係わる事項が適正であること。
  - ③ 施工上の課題に対する事項が適正であること。
  - ④ 施工上配慮すべき事項が適正であること。
  - ⑤ 安全管理に留意すべき事項が適正であること。

(10) 機構が発注した工事のうち、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。  
なお、①から③に示すいずれかの場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目

評価項目は次に示すとおりとする。

① 企業の施工能力

② 技術者の能力

③ 地域精通度

④ 地域貢献度

(2) 技術点の付与

評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分は別表1のとおりとする。

なお、施工計画は施工の適否を判断するものとし、技術点の対象としない。

(3) 総合評価の方法

総合評価落札方式の評価は、価格点、技術点及び施工体制評価点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

- ① 価格点の算定は以下のとおりとする。  

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
 （小数点以下第4位を四捨五入）
- ② 技術点の算定は、上記(1)①から④の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点20点を付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第2位を四捨五入）。ただし、評価点数の合計値にマイナスの者がある場合には、最も低い者を0点とし、その他の者は評価結果の値に応じて比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第2位四捨五入）。
- ③ 施工体制評価点は、次のとおり最大20点を付与する。  
 施工体制評価の審査方法の概要は、別紙1（施工体制確認型総合評価落札方式について）のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	10点	／10点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	3点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	10点	／10点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	3点	
	その他	0点	

(4) 施工体制の確認方法

① ヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料（様式10）の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

② 追加資料の提出

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格等（別紙1（施工体制確認型総合評価落札方式について）参照）に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格等を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求める追加資料は、別紙1（施工体制確認型総合評価落札方式について）のとおりとし、その提出は、通知を受けた日の翌日から数えて3日以内に提出しなければならない。ただし、当該期間は、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除くものとする。当該追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

- ③ 追加資料の提出に係る意向確認  
調査基準価格等に満たない者に対しては、開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。
- ④ ヒアリング対象者  
施工体制確認のためのヒアリング対象者は、配置予定技術者とする。複数人の配置予定技術者を候補技術者とした場合のヒアリング対象者は、機構が指名する配置予定技術者とする（ただし、ヒアリング対象者が天災・事故・病気など特別な事情で出席できない場合を除く。）。  
なお、ヒアリングに出席できる人数は、ヒアリング対象者を含め最大3名とする。
- ⑤ 入札の無効  
追加資料の提出がない場合、追加資料の内容に不備がある場合、ヒアリングに応じない場合及びヒアリング対象者がヒアリングに出席しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

## 6. 契約担当窓口

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル  
独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社 淀川本部 総務課 柴田（しばた）  
電話06-6763-5182 FAX06-6763-5221  
電子メールアドレス：nyukei\_yodo@water.go.jp  
本件に係る問い合わせは、9時30分～17時00分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

## 7. 仕様書等の交付期間等

- (1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。  
入札情報サービスURL：[https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI\\_P/](https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/)
- (2) 仕様書等の交付期間：別表2①のとおり
- (3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。  
なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

## 8. 確認申請書等の提出方法等

- (1) 一般競争参加資格確認申請書  
① 提出期間：別表2②のとおり  
② 提出方法：12.(1)に従い作成し、電子入札システムを用いて提出すること。  
③ ファイル形式：保存するファイル形式はPDFファイルとする。  
ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。  
④ 受付確認：一般競争参加資格確認申請書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (2) 一般競争参加資格確認資料等  
① 提出期間：別表2③のとおり  
② 提出方法：一般競争参加資格確認申請書の受付票の発行後に、12.(2)に従い作成し、電子入札システムを用いて提出すること。一般競争参加資格確認申請書の提出期限を過ぎても受付票が発行されない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

- ③ ファイル形式：保存するファイル形式はPDFファイルとする。  
ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(3) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 受け付けた確認申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- ⑤ 入札説明書は確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- ⑥ 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには一切応じない。
- ⑦ 確認申請書等に関する問い合わせ先  
6. 契約担当窓口と同じ。

## 9. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間：別表2③のとおり
- (3) 受付確認：入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 本公告に定める提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したICカードが開札の時に有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのICカードの有効期間に十分留意すること。ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。

## 10. 開札日

開札は、関西・吉野川支社 淀川本部 総務課にて、別表2④に示す日時に行う。

## 11. 支払条件

- (1) 前金払：各事業年度の出来高予定額に対する40%以内
- (2) 部分払：  
令和6年度 3回以内  
令和7年度 3回以内  
令和8年度 3回以内

## 12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料等は、別記様式2を表紙とし、次に従い作成すること。
- ① 同種工事の施工実績
- (A) 記載様式は、別記様式3とする。
- (B) 同種工事の施工実績は、次の優先順位に基づき記載すること。  
なお、記載する件数は1件でよい。
- 1) 過去15年間（平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで）のトラベリングスクリーン式除塵機の同種工事の施工実績
- 2) 過去15年間（平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料

等の提出期限まで) のトラベリングスクリーン式以外の除塵機の同種工事の施工実績

3) 上記以外の同種工事

- (C) 同種工事の施工実績は、可能な限り財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINSに登録されている工事から選定すること。
- (D) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- (E) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者が作成した施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- (F) 工事成績評定が実施されている同種工事を施工実績とする場合は、工事成績評定（結果）通知書の写しを添付すること。
- (G) 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

② 週休2日制適用工事の施工実績

- (A) 記載様式は、別記様式4とする。

- (B) 確認申請書等の提出期限から過去1年間に取得した、週休2日制適用工事における履行実績が確認できる取組証等の写しを添付すること。  
なお、取組証等の写しは、機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業で実施した履行実績の取組証等とし工種は問わないものとする。

③ 配置予定技術者の資格、工事経験

- (A) 記載様式は、別記様式5とする。

- (B) 同種工事の経験の従事役職は、次の優先順位に基づき記載すること。

なお、記載する件数は1件でよい。

- 1) 過去15年間（平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで）の主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者又は現場代理人の立場として経験した同種工事の工事経験
- 2) 上記以外の同種工事の工事経験

- (C) 同種工事の経験は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。

- (D) 同種工事の経験が、CORINSに登録されている工事については、工事実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、その他資格証の写しを併せて添付すること。

- (E) 同種工事の経験が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、その他資格証の写しを併せて添付すること。

- (F) 同種工事の経験が、工期より技術者の従事期間が短い場合は、(D)又は(E)と併せて、従事したことを証明できる書類の写し（例：実施工程表等）を添付すること。
- (G) 工事成績評定が実施されている同種工事を経験とする場合にあっては、工事成績評定（結果）通知書の写しを添付すること。
- (H) 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の経験とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。
- (I) 転職等により、同種工事の経験として、工事成績評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、工事実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。
- (J) 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し（被保険者記号・番号等は分からないようにマスキングを施すこと。）又はその他雇用関係を証明できる書類の写しを添付すること。（監理技術者証の写しにより確認できる場合は省略可能。）
- (K) 配置予定技術者として複数人（最大3名を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定技術者として認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。
- (L) 配置予定技術者が平成26年度から令和5年度までの10年間に機構から優秀工事技術者表彰（旧優良工事表彰【個人部門】）（理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰）を受けている場合は、表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載すること。  
なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰（理事、支社長、局長、吉野川本部長）、事業所長表彰（総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長）の優先順位で記載すること。
- (M) 監理技術者（主任技術者）又は現場代理人に若手技術者を配置する場合は、公告時現在の年齢が40歳以下であることが証明できる資料（免許証、保険証等の写し）を添付すること。
- (N) 配置予定技術者が一般競争参加資格確認資料等の提出時に従事しているすべての工事の従事状況を記載し、本工事を落札した場合の配置予定技術者の配置予定等を記入すること。
- ④ 優良工事表彰、安全管理優良工事表彰の実績
- (A) 記載様式は、別記様式6とする。
- (B) 令和2年度から令和5年度までの4年間に機構から優良工事表彰（理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰）を受けている場合は、その工事の中から代表的なものを記載すること。  
なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰（理事、支社長、局長、吉野川本部長）、事業所長表彰（総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長）の優先順位で記載すること。
- (C) 令和2年度から令和5年度までの4年間に機構から安全管理優良工事表彰（中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会会長表彰、支社安全協議会会長表彰、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安全協議会会長表彰又は事業所安全協議会会長表彰）を受けている場合は、その工事の中から代表的なものを記載すること。  
なお、表彰実績は、中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会会長表彰、支社安全協議会会長表彰、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安全協議会会長表彰、事業所安全協議会会長表彰（総合技術センター、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所）の優先順位で記載すること。

⑤ 近隣地域での施工実績

- (A) 記載様式は、別記様式7とする。
- (B) 平成25年度から令和4年度までの10年間の大阪府内における施工実績について、代表的なものを記載すること。
- (C) 施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。

⑥ 災害協定締結の実績

- (A) 記載様式は、別記様式8とする。
- (B) 大阪府内における地域貢献として大阪府内に所在する機構事務所、国、特殊法人等又は地方公共団体と災害協定を直接締結している場合は、その相手方と協定内容について記載すること。ただし、一般競争参加資格確認資料等の提出日における当該協定の有効性が明確にできなければ実績として認めないので、約款等の写しをもって、当該協定の有効期限等を証明すること。  
なお、災害協定の締結が協会等を介している場合は、直接締結していないことから認めない。
- (C) 機構と「災害時等における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）」を締結している場合は、その協定内容について記載すること。ただし、確認申請書等の提出日における当該協定の有効性が明確にできなければ実績として認めないので、協定の写しをもって証明すること。
- (D) 災害協定には、大阪府内に所在する機構事務所、国、特殊法人等又は地方公共団体から緊急応急工事の請負契約候補者に選定されている場合も含む。この場合、緊急応急工事の請負契約候補者に選定されていることが確認できる通知等の写しを添付すること。
- (E) 災害協定締結の実績は合わせて最大3件までとする。4件以上の記載があった場合は、本項目の実績として認めない。

⑦ 施工計画書

- (A) 記載様式は、別記様式9とする。
- (B) 4.(9)に掲げる条件を満たすことを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見を記載することとする。  
なお、施工計画書の提出が困難な場合は、同種工事における施工計画書の写しを提出することにより代えることができるものとする。この場合、当該契約書の写し及び工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）を添付すること。

⑧ 工事施工内容確認資料

- 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、別記様式10に基づき回答すること。
- ⑨ 本工事において、特例監理技術者を配置する場合は、別記様式11に基づき確認すること。

⑩ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況

- (A) ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度のうち、下記のいずれかの認定を有している場合は、別記様式12で報告するとともに、そのことを証明できる資料の写しを提出すること。
- (B) ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度
- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は、同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）をいう。
  - 2) 次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく



- 基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。(ユースエール認定企業)

### 13. 確認申請書等のヒアリング

- (1) 本工事においては、配置予定技術者のヒアリングは原則として行わない。
- (2) ヒアリング実施の必要が生じた場合は、別途通知する。この場合の出席者は、一般競争参加資格確認資料等の内容を説明できる者とする。

### 14. 競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4. (2)①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(2)②, ③並びに(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において4. (2)①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。  
なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び分任契約職が競争参加資格がないと認めた者は、本競争に参加することができない。
- (3) 競争参加資格の確認は、一般競争参加資格確認資料等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、電子入札システムより別表2⑤に示す期日までに通知する。  
なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。当日までに、通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

### 15. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：別表2⑥のとおり
- ② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法：電子メール又は郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出すること。
- (2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表2⑦に示す期日までに説明を求めた者に対し書面により電子メール又はFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口までに問い合わせをすること。

### 16. 入札説明書等に関する質問

- (1) 確認申請書等・入札説明書・設計図書に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
- ① 提出期間：別表2⑧のとおり
- ② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法：電子メール又は郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出すること。
- (2) 上記の質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。  
なお、回答を閲覧するためのアドレスは、「質問に対する回答アドレス通知書」を電

子メール又はFAXにより通知する。

① 通知日：別表2⑨のとおり

② 期間：別表2⑩のとおり

## 17. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

## 18. 工事費内訳書の提出

(1) 初回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

(2) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。

(3) ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(4) 工事費内訳書の様式は自由であるが、その内容については本説明書配布時に添付した数量総括表に対応するものとし、数量、単価、金額等を明らかにしたうえで、必ず表紙に工事名及び社名を記入し、1つのファイルとして提出すること。

なお、工事費内訳書に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 19. 開札

(1) 開札は、電子入札システムにより行う。

(2) 第1回の入札において落札者が決定しなかったときは、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。

(3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。

(4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 20. 入札の無効等

(1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

- (2) 同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこと又は死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
- ① 一般競争参加資格確認申請書の提出後から一般競争参加資格確認申請書の提出期限までの期間  
：書面により申し出を行い、一般競争参加資格確認申請書の取り下げを行うこと。  
(書面の様式は任意)
  - ② 一般競争参加資格確認申請書の提出期限から入札書の提出までの期間  
：入札の辞退を行うこと。
  - ③ 入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間  
：書面により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。  
(書面の様式は任意)
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合(入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は除く。)においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

## 21. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。
- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式(電子くじ)により決定する。

## 22. 低入札価格調査

- (1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。(詳細は別紙(低入札価格調査関係)のとおり。)
- (2) 「低入札価格調査」を実施するため、機構は当該入札者に対し必要な資料の提出を求める。当該入札者は、機構が必要な資料を、通知した日を含めて3日以内に提出しなければならない。  
ただし、当該期間は、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除くものとする。
- (3) 契約締結後においても、調査内容の確認のため、資料の提出を求める。
- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督及び施工段階並びに工事完了における実績費用等と入札時の低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに「指名停止措置要領」に基づき指名停止を講ずることがある。

## 23. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。  
ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を請負代金額の「10分の1以上」から「10分の3以上」とし、前金払の割合を請負代金額の「10分の4以内」から「10分の2以内」とする。

## 24. 配置予定技術者の確認

- (1) 落札者決定後(契約締結後)、資格要件を満たしていないことが判明した場合又はCORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない

(解除する) ことがある。

- (2) 落札者決定後(契約締結後)、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 25. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が機構で、入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事において、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4.(6)に定める要件と同一の要件(4.(5)に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理に関し、統括監督職員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 安全管理に関し、指名停止又は主任監督職員から書面により改善命令、警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (5) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。  
なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うこととする。  
また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に分任契約職に通知することとする。

## 26. 火災保険付保

工事請負契約書に基づき火災保険契約を締結すること。

## 27. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、15.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、分任契約職に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等監視委員会が審議を行う。

受付窓口、受付時間及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. 契約担当窓口と同じ。

## 28. 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

## 29. 入札の延期等

- (1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
- (2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

## 30. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://>

www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。

### 31. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (5) 電子入札システムの運用時間は平日 8：30～20：00である。
- (6) 入札情報サービスの運用時間は平日 6：00～23：00である。
- (7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。
  - 電子入札ヘルプデスク
  - 電 話：03-3456-7475
  - メー ル：water-help[@]efftis.jp
  - ※@前後の[]を削除して送信ください。
  - 受付時間：9：00～12：00、13：00～17：30
  - ※土日・祝日（振替休日含む）、年末年始除く。

別表1 評価項目別配点表

企業への期待	評価の視点	評価項目	評価基準	評価点の配点(細別)	評価点の配点(最大値)	技術点の配点(最大値)
企業への期待	施工計画	工程管理に係わる事項	適切	/	合格又は不合格※1	/
			不適切			
		材料の品質管理に係わる事項	適切			
			不適切			
		施工上の課題に対する技術的所見	適切			
			不適切			
		施工上配慮すべき事項	適切			
			不適切			
		安全管理に留意すべき事項	適切			
			不適切			
	企業の施工能力	同種工事の施工実績 過去15年間(平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで)	トラベリングスクリーン式除塵機の同種工事施工実績	3	3	20点
			除塵機(トラベリングスクリーン式以外)の同種工事施工実績	1		
			上記以外の同種工事の施工実績(含む過去15年以前の施工実績)	0		
		工事成績 機構が発注した過去4年間(平成31年1月1日から令和4年12月31日まで)の工事成績評定点の平均点	80点以上	5	5	
			70点以上80点未満	(平均点-70)/2 ※2		
			70点未満	0		
		週休2日制適用工事の施工実績 発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行取組証」の有無	履行取組証(4週8休(28.5%)以上)がある場合	2	2	
			履行取組証(4週6休(21.4%)以上4週8休(28.5%)未満)がある場合	1		
			取組証なし	0		
		優良工事表彰 機構が発注した工事で過去4年間(令和2年度から令和5年度まで)に受けた優良工事表彰の有無	理事長表彰あり	3	3	
			支社長等表彰あり	2		
			事業所長表彰あり	1		
			表彰の実績なし	0		
		安全管理優良工事表彰 機構が発注した工事で過去4年間(令和2年度から令和5年度まで)に受けた安全管理優良工事表彰の有無	中央安全協議会会長表彰あり	3	3	
関東管内又は支社・筑後川局・吉野川本部安全協議会会長表彰あり	2					
事業所安全協議会会長表彰あり	1					
表彰の実績なし	0					
事故及び不誠実な行為 機構が発注した工事で過去4年間(令和元年度から令和4年度まで)に受けた文書注意・口頭注意の有無	口頭注意	-1	-4(最大値)※3			
	文書注意	-2				
	なし	0				
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 過去15年間(平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで)	主任(監理)技術者又は現場代理人として同種工事の施工経験あり	1	1		
		上記以外の同種工事の施工経験(含む過去15年以前の工事経験)	0			
	優秀工事技術者表彰 機構が発注した工事で過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)に受けた優秀工事技術者表彰の有無	理事長表彰あり	3	3		
		支社長等表彰あり	2			
		事業所長表彰あり	1			
		表彰の実績なし	0			
	若手技術者の配置	監理技術者(主任技術者)又は現場代理人に公告日現在の年齢が40歳以下の者を配置する。	3	3		
監理技術者(主任技術者)又は現場代理人に公告日現在の年齢が40歳以下の者を配置しない。		0				
その他	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定制度。次に掲げるいずれかの認定を受けている。女性活躍推進法に基づく認定等(フラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)、次世代法に基づく認定(フラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)。	認定あり	1	1		
		認定無し	0			
企業・信の親社会性	地域精進度	大阪府内での施工実績 過去10年間(平成25年度から令和4年度まで)の近隣地域での施工実績	施工実績あり	2	2	
		施工実績なし	0			
	地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績(大阪府)	当機構との災害協定締結あり	3	3	
			大阪府内における国、特殊法人等又は地方公共団体との締結あり	1		
		災害協定等の締結なし	0			

※1 評価項目のいずれか一つでも不適切があった場合は不合格。

※2 小数第2位を四捨五入して小数第1位までとする。

※3 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置」に基づく、文書・口頭注意無：0点、口頭注意有：-1点、書面注意有：-2点とする。  
なお、口頭注意及び書面注意が複数回の場合は、口頭注意有：-2点、書面注意有：-4点とする。

別表2 本入札手続に係る期間等

①		入情	仕様書等の交付期間	令和6年3月 4日 (月) から 令和6年3月25日 (月) まで
②		電子	一般競争参加資格確認申請書の提出期間	令和6年3月 5日 (火) 10時から 令和6年3月25日 (月) 16時まで
③		電子	一般競争参加資格確認資料等及び入札書の提出期間	令和6年3月26日 (火) 10時から 令和6年3月29日 (金) 16時まで
④		—	開札日	令和6年4月24日 (水) 10時00分
⑤		電子	競争参加資格の結果の通知日	令和6年4月16日 (火) 16時まで
⑥		郵送 又はメール	競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明要求期限日	令和6年4月23日 (火) 16時まで
⑦		F A X 又はメール	上記⑥に対する回答期限日	令和6年4月30日 (火) まで
⑧		郵送 又はメール	確認申請書等・設計図書に関する質問提出期間	令和6年3月 5日 (火) から 令和6年3月14日 (木) 16時まで
⑨		F A X 又はメール	上記⑧に対する通知日	令和6年3月19日 (火)
⑩		Prime Drive	上記⑧に対する回答期間	令和6年3月19日 (火) から 令和6年3月25日 (月) まで

## 【用語】

入情：入札情報サービス

電子：電子入札システム

Prime Drive：大容量ファイルの送受信サービス

## 施工体制確認型総合評価落札方式について

## 1 調査基準価格等

調査基準価格等は、予定価格が1,000万円を超える工事で工事請負契約の事務処理要領第14条の2に基づく「基準価格」及び予定価格が1,000万円以下の工事で品質確保の観点から定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の1-1から1-5に掲げる工事の業種ごとに算出して得た額とする。

- 1-1 次項に掲げる場合を除く土木工事にあつては、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の9.2を越える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 1-2 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作工事については、1-1により処理することとし、「共通仮設費」、「現場管理費」は、それぞれ鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」、「工場管理費」に該当するものとする。
- 1-3 機械設備工事にあつては、1-1により処理することとし、「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」は、機械設備工事積算基準の以下に該当するものとする。
- ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
  - ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
  - ③ 「現場管理費」は、「工事管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。
- 1-4 電気通信設備工事にあつては、1-1により処理することとし、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は、以下に該当するものとする。
- (1) 一般工事
- ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
  - ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
  - ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
  - ④ 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。  
ただし、「直接製作費」は機器単体費の10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。
- (2) 鉄塔・反射板工事
- ① 「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
  - ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
  - ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。  
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。
- 1-5 建築工事にあつては、1-1により処理することとし、建築工事積算基準における直接工事費（以下「直接工事費（建築基準）」という。）は、この基準における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、基準の適用にあたり直接工事費及び現場管理費については、



以下に該当するものとする。

(1) 一般工事

直接工事費の額は、直接工事費（建築基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、建築工事積算基準による現場管理費（以下「現場管理費（建築基準）」という。）に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、直接工事費（建築基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（建築基準）に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とする。

(2) 昇降機械設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費の額は、直接工事費（建築基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、現場管理費（建築基準）に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、直接工事費（建築基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（建築基準）に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格等を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・ 施工体制台帳（様式1）
- ・ 資材購入予定先一覧（様式2）
- ・ 機械リース元一覧（様式3）
- ・ 労務者の確保計画（様式4-1）
- ・ 工種別労務者配置計画（様式4-2）
- ・ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5）
- ・ 配置予定技術者名簿（様式6）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式7-1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式7-2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式7-3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式8-1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式8-2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式9-1）
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式9-2）
- ・ 下請予定業者等一覧表（様式10）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された一般競争参加資格確認申請書及び資料、入札説明書に定める施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の提出がない場合、追加資料の内容に不備がある場合、ヒアリングに応じない場合及びヒアリング対象者がヒアリングに出席しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札者の申込みに係る価格において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、施工体制評価点及び技術点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札者の申込みに係る価格において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格等以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格等を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確

保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、間接労務費及び共通仮設費については80%、工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。(3)において同じ。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

**【審査項目】**

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式9-1, 9-2）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式8-1, 8-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式7-1, 7-2, 7-3）

**(3) 施工体制確保の確実性**

入札者の申込みに係る価格において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格等以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格等を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

**【審査項目】**

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式1, 10）
- ② 施工するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式2, 3, 4-1, 4-2, 5）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式6）

**(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価**

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、技術提案に係る技術点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる得点の割合を乗じた点とする。（本項は、簡易型には適用しない。）

## 別紙 2 (低入札価格調査関係)

工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 の基準の取扱いに基づく調査について

- 1 工事請負契約の事務処理要領 (以下「事務処理要領」という。) 第 14 条の 2 に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、事務処理要領第 14 条の 3 の調査 (低入札価格調査) を実施する。  
基準価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100 分の 110 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。
  - (1) 直接製作費及び直接工事費の合計額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
  - (2) 間接労務費及び共通仮設費の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
  - (3) 工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 2 開札の結果、基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対し「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。
- 3 低入札価格調査の対象者は、機構の定めた期限までに次に掲げる (1) から (14) の資料及び契約の内容に適合した履行が可能であることを確認するために必要な全ての添付書類を提出するものとする。施工体制確認型総合評価落札方式においてヒアリングのための追加資料を提出した場合は、その提出した追加資料と異なる内容を記載しないこと。  
なお、低入札価格調査においては、下請予定業者へのしわ寄せといった問題等を生じさせずに、契約の内容に適合した履行がされるか確認するため、提出された資料等について、対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
  - (1) 当該価格で入札した理由 (様式 1)
  - (2) 積算内訳書 (様式 2)
  - (3) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (様式 3)
  - (4) 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (様式 4)
  - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式 5)
  - (6) 手持ち資材の状況 (様式 6)
  - (7) 資材購入予定先一覧 (様式 7)
  - (8) 手持ち機械の状況 (様式 8)
  - (9) 機械リース元一覧 (様式 9)
  - (10) 下請予定業者等一覧 (様式 10)
  - (11) 労務者の確保計画 (様式 11)
  - (12) 施工体制台帳 (様式 12)
  - (13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (過去 5 年間) (様式 13)
  - (14) 経営内容  
(最新の財務諸表及び最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し)
  - (15) (1) から (14) までの事情聴取した結果についての調査確認
  - (16) (13) の公共工事の成績状況
  - (17) 経営状況 (取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
  - (18) 信用状況  
(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- 4 必要に応じ、3 以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 5 低入札価格調査の対象者は、3 及び 4 の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を合わせて提出することができる。
- 6 3 及び 4 の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、3 及び 4 の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として 1 回に限り再提出等を行うことができる。
- 7 3 及び 4 の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者 (支店長、営業所長等をいう。) から事情聴取を行う。

なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

- 8 調査は、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の工事においては評価値の最も高い者）から行うこととする。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。
- 9 調査の対象者は、提出期限までに理由を記した辞退届を提出することで、当該調査を辞退することができる。
- 10 3及び4の資料を提出期限までに提出しない場合又は7の事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合若しくは9に規定する辞退届を提出した場合は、「競争契約入札心得について」第8条の規定により入札を無効とする。
- 11 調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督及び施工段階及び工事完了における実績費用等と入札時の低入札調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 12 調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 13 調査の結果は、公表することがある。

## 高見機場除塵設備整備工事に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ①一般競争参加資格確認申請書
    - 1) 一般競争参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・様式1
  - ②一般競争参加資格確認資料等
    - 1) 一般競争参加資格確認資料等（表紙）・・・・・・・・・・・・・・様式2
    - 2) 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・様式3
    - 3) 週休2日制工事の実績・・・・・・・・・・・・・・様式4
    - 4) 配置予定技術者の資格・工事経験・・・・・・・・・・・・・・様式5
    - 5) 優良工事表彰・安全管理優良工事表彰の実績・・・・・・・・・・・・・・様式6
    - 6) 近隣地域での施工実績・・・・・・・・・・・・・・様式7
    - 7) 災害協定の締結による地域貢献の実績・・・・・・・・・・・・・・様式8
    - 8) 施工計画書・・・・・・・・・・・・・・様式9
    - 9) 工事施工内容確認資料・・・・・・・・・・・・・・様式10
    - 10) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項・・・・・・様式11
    - 11) ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況・・・・・・様式12
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) (1)①の一般競争参加資格確認申請書は、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付することにより申請するものとする。（3MBまで添付可能）
- (5) (1)②の一般競争参加資格確認資料等は、電子入札システムの「入札書提出」の「技術資料提出」の画面に添付することにより提出するものとする。（10MBまで添付可能）ただし、許容容量を超える場合は、事前に契約担当窓口へ連絡し、CD-Rに保存し郵送（締切日時必着）で提出すること。この場合、電子入札システムの「技術資料提出」の画面には、一般競争参加資格確認資料等（表紙）のみを添付すること。
- (6) (1)①の一般競争参加資格確認申請書の様式、(1)②の一般競争参加資格確認資料等の編纂方法及び様式については、次のとおりとする。

様式1

## 一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和6年3月4日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 殿

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和6年3月4日付けで入札公告のありました高見機場除塵設備整備工事に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、後日提出する別途の書類と合わせて申請します。

なお、別途提出する書類の内容については事実と相違ないこと及び入札に参加しようとする他者との間において同公告4.(11)資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

問い合わせ先  
担当者氏名 : 〇〇 〇〇  
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課  
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]  
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*. \*\*

様式2

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 殿

住 所 〒○○○○－○○○○  
○○県○○市○○番  
商号又は名称 ○○○株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
○○ ○○

### 一般競争参加資格確認資料等

令和6年3月4日付けで入札公告のありました高見機場除塵設備整備工事に係る  
一般競争参加資格確認資料等を下記の書類を添えて提出します。

#### 記

- 1 同種工事の施工実績（様式3）
- 2 週休2日制工事の実績・・・・・・・・・・（様式4）
- 3 配置予定技術者の資格・工事経験（様式5）
- 4 優良工事表彰の実績（様式6）
- 5 近隣地域での施工実績（様式7）
- 6 災害協定の締結による地域貢献の実績（様式8）
- 7 施工計画書（様式9）
- 8 1に係る契約書等の写し（CORINS登録がない場合）
- 9 2に係る履行実績取組証等の写し
- 10 3に係る資格者証の写し及び経験を証明する書類
- 11 工事施工内容確認資料（様式10）
- 12 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式11）
- 13 ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況（様式12）
- 14 問い合わせ先  
担当者氏名 : ○○ ○○  
担当部署 : ○○○本（支）店○○部○○課  
電話番号 : (代) ○○－○○○－○○○○ [ (内) ○○○○ ]  
FAX番号 : ○○－○○○－○○○○  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*. \*\*

(注) 8の契約書等の写しについては、当該工事がCORINSに登録されている場合は、提出の必要はない。

## 同種工事の施工実績

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：○○○(株) \_\_\_\_\_

企業の完成・引渡し完了した同種工事の実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称	○○○○○○○○○工事 (CORINS登録番号： )
	発 注 機 関 名	○○○○○○○○○
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○地先
	契 約 金 額	○○○, ○○○, ○○○円
	工 期	自 平成○○年○月○日 ~ 至 平成○○年○月○日 (○○○○年) (○○○○年) (西暦)
	受 注 形 態 等	単体 / ○○・○○JV (自社出資比率○○%)
	JVの構成業者名	○○建設(株)、△△建設(株)
工 事 概 要	工 種	○○工事
	規模・寸法等	

- ① 同種工事の施工実績は、(ア) 過去15年間（平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで）のトラベリングスクリーン式除塵機の同種工事の施工実績、(イ) 過去15年間（平成20年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限まで）のトラベリングスクリーン式以外の除塵機の同種工事の施工実績、(ウ) その他の同種工事の順に選定し記載すること。  
なお、同種工事の施工実績は1件とする。
- ② 同種工事の施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- ③ 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事实績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- ④ 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。
- ⑤ 工事成績評定が実施されている同種工事を施工実績とする場合は、工事成績評定（結果）通知書の写しを添付すること。
- ⑥ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

※ 記載の欄の明示は記入例である。



(例：様式3関係)

## 施 工 証 明 書

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所  
〇〇 〇〇 〇〇 印



下記工事を施工し、完成したことを証明します。

工 事 名                    〇〇〇〇〇工事

工 事 場 所                〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額                ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

工        期                自 平成〇年〇月〇日  
                                 至 平成〇年〇月〇日

工事の内容

従事技術者                監理技術者    〇〇 〇〇

従 事 期 間                平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 週休2日制工事の実績

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

工 事 名 称 等	工 事 名 称 等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号： )
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先
	工 期	自 令和〇年〇月〇日 ～ 至 令和〇年〇月〇日 (〇〇〇〇年) (〇〇〇〇年) (西暦)
	取組証等の通知日	令和〇年〇月〇日
	取 組 結 果	○ 4週8休 (28.5%) 以上
		4週7休 (25.0%) 以上4週8休 (28.5%) 未満
		4週6休 (21.4%) 以上4週7休 (25.0%) 未満
受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・△△JV (自社出資比率〇〇%)	
JVの構成業者名	〇〇建設(株), △△建設(株)	

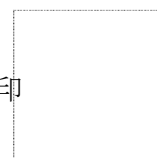
- ① 履行実績がある場合は、取組証等の写しを添付すること。
- ② 経常建設共同企業体として確認申請書等の提出があった場合は、代表者の「取組証等」がある場合に評価するため、「取組証等」の写しを添付すること。
- ③ 経常建設共同企業体として確認申請書等の提出があった場合は、構成員のいずれかが元請けとして「取組証等」がある場合に評価するため、「取組証等」の写しを添付すること。
- ④ 単体として確認申請書等の提出があった場合に、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体の構成員としての「取組証等(代表者宛)」があり、かつ出資比率20%以上の場合に評価するため、「取組証等」の写しを添付すること。

(様式4関係)  
(例：履行実績取組証等の写し) 例

〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 印



### 週休2日制適用工事における履行実績取組証（通知）

貴社が受注しました下記工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、履行実績取組証（本紙）を通知します。

#### 記

1. 工事名 〇〇〇〇工事
2. 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
3. 取組結果 4週8休（28.5%）以上を達成

#### 【経常建設共同企業体の場合に記載されています】

4. 履行実績取組証の取扱い  
今後、〇〇〇経常建設共同企業体（以下、「本企業体」という。）として、水資源機構の発注する工事（以下「次期工事」という。）に参加申請する場合は、本取組証の写しを持って履行実績とする。  
また、本企業体としての登録を取り消し、単体企業として次期工事に参加申請するにあたり、本企業体の構成員として出資比率20%以上の場合に履行実績として認める。

#### 【特定建設工事共同企業体の場合に記載されています】

4. 履行実績取組証の取扱い  
今後、〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下、「本企業体」という。）として、水資源機構の発注する工事（以下「次期工事」という。）に参加申請する場合は、本取組証の写しを持って履行実績とする。  
また、単体企業として次期工事に参加申請するにあたり、本企業体の構成員として出資比率20%以上の場合に履行実績として認める。

以上

## 配置予定技術者の資格・工事経験

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

配置予定技術者		主任技術者又は監理技術者	
氏名			
生年月日			
最終学歴		〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇年卒業	
法令による資格・免許		・1級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)・技術士(取得年月日、部門及び選択科目)・監理技術者資格(取得年月日及び登録番号)	
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)		[優秀工事技術者表彰・〇〇〇〇〇工事] (独立行政法人水資源機構理事長・平成 年 月 日)	
工事 経験 の 概 要	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号： )	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇〇	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先	
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	自 平成〇〇年〇月〇日 ~ 至 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇〇〇年) (〇〇〇〇年) (西暦)	
	従事期間	自 〇〇〇〇年〇月〇日 ~ 至 〇〇〇〇年〇月〇日(西暦)	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV (自社出資比率〇〇%)	
	JVの構成業者名	〇〇建設(株)、△△建設(株)	
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者・工事主任等	
	工事 内容	工種	水路・管路工事
規模・寸法等		管水路工事 FRPM管水路 管径〇〇〇mm 延長〇〇〇m	
CORINS登録の有無		有り (CORINS登録番号) ・ 無	
の 従 事 状 況 等	申請時における他工事	工事名称	
		〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号： )	
		発注機関名	
		〇〇〇〇〇〇〇	
		工期	
	自 平成〇年〇月〇日 ~ 至 平成〇年〇月〇日		
	従事役職		
	現場代理人・主任技術者・監理技術者等・工事主任等		
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS登録の有無		
	有り (CORINS登録番号) ・ 無		

現場代理人に若手技術者を配置することとした場合に記載

氏名（現場代理人）	
生年月日	

- ① 同種工事の工事経験は、12.（2）③(B)1)、2)の優先順位で記載すること。  
なお、記載する件数は配置予定技術者ごとに1件とする。
- ② 同種工事の工事経験は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- ③ 同種工事の工事経験が、CORINSに登録されている工事については、工事实績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面（A3版以下）等）の写しを添付すること。  
配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、主任技術者の要件を満たすことが確認できる「実務経験証明書」（様式は任意）又は資格証の写しを併せて添付すること。
- ④ 同種工事の工事経験が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書（様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写し、契約書（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名押印がされている部分）の写し、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面（A3版以下）等）の写しを添付すること。  
配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、主任技術者の要件を満たすことが確認できる「実務経験証明書」（様式は任意）又は資格証の写しを併せて添付すること。
- ⑤ 同種工事の工事経験が、工期より技術者の従事期間が短い場合は、③又は④と併せて、従事したことを証明できる書類（実施工程表等）の写しを添付すること。
- ⑥ 工事成績評定が実施されている同種工事を経験とする場合にあっては、工事成績評定（結果）通知書の写しを添付すること。
- ⑦ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の工事経験とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写しを添付すること。
- ⑧ 転職等により、同種工事の工事経験として、工事成績評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた施工証明書（様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写し、工事实績カルテ（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。
- ⑨ 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し（被保険者記号・番号等は分からないようにマスキングを施すこと。）又はその他雇用関係を証明できるいずれかの書類の写しを添付すること。（監理技術者証の写しにより確認できる場合は省略可能。）
- ⑩ 配置予定技術者として複数人（最大3名を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定技術者として認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。
- ⑪ 配置予定技術者が平成26年度から令和5年度までの10年間に機構から優秀工事技術者表彰（旧優良工事表彰【個人部門】）（理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰）を受けている場合は、表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載すること。  
なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰（理事、支社長、筑後川局長、吉野川本部長）、事業所長表彰（総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長）の優先順位で記載すること。
- ⑫ 配置予定技術者が一般競争参加資格確認資料等の提出時に従事しているすべての工事の従事状況を記載し、本工事を落札した場合の配置予定技術者の配置予定等を記入すること。
- ⑬ 監理技術者（主任技術者）又は現場代理人に若手技術者を配置する場合は、公告時現在の年齢が40歳以下であることが証明できる資料（免許証、保険証等の写し）を添付すること。

※記載の欄の明示は記入例である。

**優良工事表彰の実績**

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

工 事 件 名	〇〇〇〇工事
表 彰 名	優良工事表彰
表 彰 者	〇〇建設所長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

※ 記載の欄の明示は記入例である。

**安全管理優良工事表彰の実績**

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

工 事 件 名	〇〇〇〇工事
表 彰 名	安全管理優良工事表彰
表 彰 者	〇〇安全協議会会長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

※ 記載の欄の明示は記入例である。

### 近隣地域での施工実績

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

近隣地域内工事の条件	平成25年度から令和4年度までに元請けとして完成・引渡しが完了した大阪府内における工事で、代表的なものについて1件記載する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。経常建設企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとしての施工実績を有していれば1件記載する。
工 事 件 名	〇〇〇〇工事
発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先
契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工 期	自 平成〇年〇月〇日 ～ 至 平成〇年〇月〇日
工 種	〇〇工事
受 注 形 態	単体 / 〇〇・〇〇JV (自社出資比率〇〇%)
JVの構成業者名	〇〇建設(株)、△△建設(株)
工 事 概 要	構造物形式、規模・寸法等

- ① 施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- ② 施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事实績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、工事の内容が確認できる書類の写しを添付すること。
- ③ 施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書（例：様式3関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）の写しを添付すること。

※ 記載の欄の明示は記入例である。

### 災害協定の締結の実績

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

#### 災害協定締結の実績

協定の相手方及び 協定名	協定名：〇〇〇〇災害協定  相手方：〇〇〇総合事業所 (当機構、国、特殊法人等、都道府県、政令市、市町村)  協定書写し：別途添付する。ただし、審査基準日における当該協定の有効性が明確に証明できなければ実績として認めないので、約款等の写しをもって、当該協定の有効期限等を証明すること。
-----------------	---

- ① 大阪府内における地域貢献として当機構事業所、国、特殊法人等、大阪府又は地方公共団体と災害協定を直接締結している場合は、その相手方と協定内容について記載すること。
- ② 機構と「災害時等における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）」を締結している場合は、その協定内容について記載すること。
- ③ 災害協定締結の実績は、合わせて最大3件まで記載できるものとする。  
 なお、4件以上の記載があった場合は、本項目の実績として認めない。
- ④ 災害協定の締結が協会等を介している場合は、直接締結していないことから実績として認めない。
- ⑤ 災害協定には、大阪府内に所在する機構事務所、国、特殊法人等又は地方公共団体から緊急応急工事の請負契約候補者に選定されている場合も含む。この場合、緊急応急工事の請負契約候補者に選定されていることが確認できる通知等の写しを添付すること。



## 施 工 計 画 書

工事名：高見機場除塵設備整備工事

会社名：〇〇〇〇（株）

簡 易 な 施 工 計 画
<p>1. 工程管理に係わる事項</p> <p>2. 材料の品質管理に係わる事項</p> <p>3. 施工上の課題に対する事項</p> <p>4. 施工上配慮すべき事項</p> <p>5. 安全管理に留意すべき事項</p>

- ① 本施工計画書の提出が困難な場合は、1～5の項目を削除して、「別紙、同種工事の施工計画書の（写）のとおり」と記載して、「同種工事の施工計画書（写）」を添付すること。
- ② 同種工事の施工計画書（写）を提出する場合は、契約書の写し（工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印されている部分）及び工事内容が確認できる書類（特記仕様書、図面等）を添付すること。

## 工事施工内容確認資料

工事名 : 高見機場除塵設備整備工事

会社名 :

本資料は、施工体制確認型総合評価落札方式において、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、以下の設問について記載すること。

開札後、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者については、入札説明書に記載された要求要件の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうか、入札書、工事費内訳書及び本資料を参考に、施工体制の構築及び施工内容を審査する。本資料で施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上が十分確認できる場合は、入札説明書5.(4)によるヒアリングを実施しない。ただし、申し込みに係る価格が調査基準価格等に満たない者は、入札説明書5.(4)による。

なお、本確認資料の提出がない場合は、施工体制評価点を付与しないので留意すること。

### 【品質確保の実効性】

問1. 元請として実施する安全衛生管理の体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・現場の点検体制（体制・人数等）
- ・安全教育の実施方針（実施内容・回数等）

問2. 元請として実施する品質管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・品質管理および出来形管理の点検体制（体制・人数等）
- ・品質管理および出来形管理の実施方針（主な実施内容・頻度等）

### 【施工体制確保の確実性】

問3. 元請として実施する主たる工種は何を予定していますか。

※以下の設問について記入して下さい。

- ・元請として実施する工事内容
- ・元請として実施する現場の管理体制

問4. 主たる工種について、下請業者数は何社予定していますか。

下請を予定している工種：

○社を予定

※本様式は、配置予定技術者が記入すること。

## 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、入札説明書で定める地域内の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	兼務する工事は維持管理工事以外の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

■を記載すること。

※特例監理技術者を配置しない場合は、本様式の作成は不要である。

## ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況

(工事名：高見機場除塵設備整備工事)

会社名：〇〇〇〇(株)

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業 (※労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの に限る)・プラチナえるぼし認定企業)	有 ・ 無
②一般事業主行動計画策定済 (計画期間が満了していないもの限る。また、常時 雇用する労働者の数が100人以下の企業に限る)	有 ・ 無
③次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認 定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業)	有 ・ 無
④青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進 法)に基づく認定(ユースエール認定)	有 ・ 無

※認定を有することが確認できる認定証等の写しを添付すること。